

結婚・出産・育児等に係る主な制度一覧

制度		利用対象					制度概要
		正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	男性	女性	
結婚	結婚休暇	○	○	○	○	○	「結婚の日」の5日前の日から「結婚の日」後1か月を経過するまでの間連続する5日以内
不妊治療	出生サポート休暇	○	○	○	○	○	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合で、5日以内（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）
妊娠	保健指導等のための休暇	○	○	○ (無給)	—	○	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合、その都度必要と認められる期間
出産	産前・産後休暇	○	○	○	—	○	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内、産後8週間
	配偶者出産休暇	○	○	○	○	—	妻が出産のため入院等する日から当該出産の日以後2週間を経過する日までの期間で、2日以内
	男性職員の育児参加のための休暇	○	○	○	○	—	妻の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合で、5日以内
	出産費・出産費付加金	○	○	○	○	○	出産費・家族出産費として500,000円 出産費附加金として20,000円（共済組合のみ）
	掛金（保険料）の免除	○	○	○	—	○	産前・産後休暇の期間中（出産の日以前42日から出産の日以後56日間）の掛金（保険料）を全額免除
育児	子の看護等のための休暇	○	○	○ (無給)	○	○	15歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子が負傷、疾病のための看護、感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園（卒業）式等の場合、年5日以内（対象となる子が2人以上の場合は、年10日以内）
	育児時間休暇	○	○	○ (無給)	○	○	生後1年に達しない子の保育のため必要と認められる場合、1日2回各30分以内
	育児休業（無給）	○	○	○	○	○	子が3歳（会計年度任用職員の場合は、1歳）になるまでの期間（育児休業の延長は、 原則2回 まで）
	育児短時間勤務（減額）	○	○	—	○	○	小学校就学前の子を養育するため、その始期に達するまでの期間、4つの勤務形態からの選択により、勤務時間を短縮
	部分休業（減額）	○	○	○	○	○	小学校就学前の子を養育するため、1日2時間以内
	早出遅出勤務	○	○	—	○	○	小学校就学前の子の育児又は家族の介護のため、勤務時間を変更せずに始業・終業時間を変更

	深夜勤務の制限	○	○	—	○	○	小学校就学前の子の養育又は家族の介護のため、深夜勤務（午後10時～翌日午前5時）を制限
	時間外勤務の免除	○	○	—	○	○	子が3歳になるまでの期間、時間外勤務を免除
	時間外勤務の制限	○	○	—	○	○	小学校就学前の子の養育又は家族の介護のため、時間外勤務を制限（月24時間、年150時間まで）
	育児休業手当金	○	○	○	○	○	育児休業を取得して給料が支給されない場合、子が1歳に達するまでの期間、手当金を支給
	掛金（保険料）の免除	○	○	○	○	○	育児休業の期間中（育児休業終了日の翌日の属する月の前月まで）の掛金（保険料）を全額免除
介護	短期介護休暇	○	○	○	○	○	要介護状態にある祖父母、父母、配偶者、子等の介護・世話をを行う場合で、年5日以内（要介護者が2人以上の場合、10日以内）
	介護休暇（減額）	○	○	○	○	○	要介護状態にある祖父母、父母、配偶者、子等の介護・世話をを行う場合で、6か月（会計年度任用職員は、93日）以内（3回まで区分が可能）
	介護時間（減額）	○	○	○	○	○	要介護状態にある祖父母、父母、配偶者、子等の介護・世話をを行う場合で、1日2時間以内（会計年度任用職員は、勤務時間から5時間45分を減じた時間）
	介護休業手当金	○	○	○	○	○	介護休暇を取得して給料が支給されない場合、手当金を支給

